秋田市上下水道局告示第８号

次の水道料金および下水道使用料過誤納金充当通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の３第４項の規定によりその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達する。

なお、当該水道料金および下水道使用料過誤納金充当通知書は、上下水道局お客様センターに保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和８年８月３日

秋田市上下水道事業管理者　佐々木　　保

１　公示送達を受けるべき者の住所および氏名

住所（省略）

氏名（省略）

２　送達する書類

水道料金および下水道使用料過誤納金充当通知書